

猪選告示第20号

選挙人名簿に登録されている者の抹消について

次の者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に該当するので、同条の規定に基づき選挙人名簿から抹消する。

令和8年6月1日

猪名川町選挙管理委員会
委員長 松村 恵生

記

別紙のとおり